

## 構成

- 第1章 総則（目的、定義、基本理念、責務、役割）  
 第2章 自転車等の安全利用に関する施策  
 （交通安全教育、乗車用ヘルメットの着用促進、点検・整備、情報提供、道路交通環境の整備）  
 第3章 自転車損害賠償責任保険等への加入等  
 （自転車損害賠償責任保険等への加入、加入の確認等、情報提供）  
 第4章 雑則（財政上の措置）

## 第1章 総則

※自転車等は、自転車及び特定小型原動機付自転車をいう。

目的	○自転車等の利用に係る交通事故の防止、交通事故の被害の軽減、交通事故被害者の保護を図り、県民が安全で安心して暮らすことができる社会を実現
定義	○自転車、特定小型原動機付自転車、自転車等、道路、保護者、事業者、学校、自転車損害賠償責任保険等、自動車損害賠償責任保険等
基本理念	○自転車等の安全利用の促進は、県、自転車等運転者、市町、県民等が責務・役割を果たすとともに、相互に連携・協力し自転車等の利用に係る交通事故の防止等を図ることを旨として行う
県の責務	○自転車等の安全利用に関する総合的な施策を策定し、実施 ○自転車等運転者、市町、県民等が実施する自転車等の安全利用の取組を支援するため、情報提供・助言・必要な支援を行う ○県民に対し、自転車等の安全利用に関する交通安全教育、広報・啓発活動を行う
自転車運転者の責務	○自転車が車両であることを認識し、法令を遵守するとともに、歩行者、他の車両の通行に配慮しながら自転車を安全に利用する ○交通事故の防止に関する知識を習得するとともに、乗車用ヘルメットをかぶるよう努める。他人を自身の自転車に乗車させるときも同様
特定小型原動機付自転車運転者の責務	○車両であることを認識し、法令を遵守するとともに、歩行者、他の車両の通行に配慮しながら安全に利用する ○交通事故の防止に関する知識を習得するとともに、乗車用ヘルメットをかぶるよう努める
市町の役割	○国、県、事業者その他の関係者と連携協力するよう努める ○地域の実情に応じた交通安全教育に努める
県民の役割	○自転車等の安全利用に関する理解を深め、さまざまな場面において自転車等の安全利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努める ○国、県、市町が実施する自転車等の安全利用に関する施策・活動に協力するよう努める
保護者の役割	○監護する未成年者に対し、自転車等の安全利用に関する教育を行うよう努める ○監護する児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努める
事業者の役割	○自転車等で通勤、又は事業活動で自転車等を利用する従業員に対し、自転車等の安全利用に関する啓発・指導を行うよう努める ○自転車等の安全利用に関する理解を深め、事業活動を通じて自転車の安全利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努める ○国、県、市町が実施する自転車等の安全利用に関する施策・活動に協力するよう努める
学校の役割	○学校は、自転車等の安全利用に関する教育・啓発を行うよう努める

## 第2章 自転車等の安全利用に関する施策

安全利用に関する教育等	○県は、県民が自転車等の安全利用の重要性の理解を深め、安全な行動をとることができるよう、自転車等の安全利用に関する教育を推進 ○県は、市町等が行う自転車等の安全利用に関する教育を促進するため、情報提供その他の必要な支援を実施
乗車用ヘルメットの着用の促進	○県は、乗車用ヘルメットの着用を促進するため、情報提供、啓発その他の必要な措置を講ずる ○次の者は、括弧書きに記載の者に対し、自転車等運転者の乗車用ヘルメットの着用に関して、情報提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努める ・高齢者の親族又は同居者（高齢者） ・自転車等の通学者がある学校（自転車等の通学者） ・自転車等の貸付事業者（借り受ける者） ・通勤に自転車等を利用する従業員がある事業者（自転車等の通勤者） ・自転車等の小売業者（自転車等の購入者等）
点検及び整備	○自転車等の運転者、事業で自転車等を利用する事業者、自転車等の貸付事業者、保護者（監護する未成年者が運転する自転車等）は、定期的な点検及び整備を行うよう努める
小売業者等による情報提供	○自転車等の小売業者は、自転車等の購入者等に対し、自転車等の安全利用に関する情報の提供・助言を行うよう努める ○自転車等の貸付業者は、自転車等の借受者に対し、自転車等の安全利用に関する情報の提供・助言を行うよう努める
道路交通環境の整備	○国・市町と連携し、自転車等運転者が自転車を安全に通行することができる道路交通環境の整備に努める

## 第3章 自転車損害賠償責任保険等への加入等

※現行の三重県交通安全条例に規定

自転車損害賠償責任保険等への加入	○自転車運転者（未成年者を除く）、保護者（監護する未成年者が自転車を運転するとき）、自転車利用事業者、自転車貸付事業者は、自転車損害賠償責任保険等へ加入しなければならない（※）
自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等	○自転車小売業者は、自転車購入者に対して保険等への加入の有無を確認しなければならない。加入の確認ができなかったときは、保険等への加入に関する情報を提供しなければならない（※） ○自転車貸付事業者は、借受人に対し、保険等の内容に関する情報を提供しなければならない（※）
自動車損害賠償責任保険等に関する情報提供	○特定小型原動機付自転車の小売業者は、特定小型原動機付自転車を購入しようとする者に対して保険等への加入に関する情報を提供しなければならない
情報の提供等	○県は、保険等への加入を促進するため、情報提供、啓発その他の必要な措置を講ずる ○学校は、児童生徒等に対し、保険等への加入に関する情報を提供するよう努める

## 第4章 雑則

財政上の措置	自転車等の安全利用に関する施策を推進するため、財政上の措置を規定する。
--------	-------------------------------------

## 前文

## 第1章 総則

第1条（目的）	
第2条（定義）	
第3条（県の責務）	
第4条（自動車等運転者の責務）	
第5条（自転車運転者の責務）	・現行条文からの変更
第6条（歩行者の責務）	・項の追加「歩行者は、夜間に道路を歩行するときは、反射材用品を着用するよう努めるものとする」検討
第7条（市町の役割）	
第8条（県民の役割）	
第9条（事業者の役割）	
第10条（子ども等への配慮）	

## 第2章 交通事故の防止を図るための基本的施策

第11条（道路交通環境の整備）	
第12条（交通安全教育の推進）	
第13条（外国人に対する交通安全に関する教育等）	
第14条（情報発信）	
第15条（広報及び啓発）	
第16条（高齢運転者の事故防止対策）	
第17条（交通事故被害者等への支援）	
第18条（飲酒運転の根絶）	
第19条（公共交通機関の利用促進）	
第20条（先進安全運転技術等への対応）	
第21条（表彰）	
第22条（交通安全運動）	
第23条（交通安全の日）	
第24条（交通死亡事故多発非常事態宣言等）	

## 第3章 自転車損害賠償責任保険等への加入等

第25条（自転車損害賠償責任保険等への加入）	・現行条例からは削除し、三重県自転車安全利用条例（仮称）に規定
第26条（自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等）	・現行条例からは削除し、三重県自転車安全利用条例（仮称）に規定

## 第4章 雑則

第27条（財政上の措置）	
--------------	--